

上限金利規制及び総量規制の緩和に反対する会長声明

2006年12月、深刻な多重債務問題を解決するため、改正貸金業法が成立し、上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付の禁止（総量規制）などを含む同法が2010年6月18日に完全施行された。

その後2年が経過した現在、5社以上から借り入れている多重債務者についてみると、法改正時（2006年12月）の230万人から44万人（2012年3月）に激減している。また、自己破産件数も17万件（2006年）から10万件（2011年）に減り、そして、多重債務による自殺者は1973人（2007年）から998人（2011年）におよそ半減するなど、同法の改正は多重債務問題解決のために大きな成果を上げている。

ところが、近時、国会議員の間で、正規登録業者から借り入れることができない人がヤミ金から借り入れざるを得ず、潜在的なヤミ金被害が広がっている、あるいは、零細中小企業の短期融資の需要があるとして、上限金利規制や総量規制の見直しを目指す動きがあるとの報道がなされている。

しかしながら、正規登録業者から借りられない人がヤミ金に流れているといった傾向は認められず、潜在的なヤミ金被害が広がっているとの客観的データは見受けられない。我が国における格差社会の進行、貧困層の拡大という現実を鑑みれば、正規登録業者から借りることができない人に対しては、簡単に借りられる、すなわち多重債務を助長することよりも、むしろ、高利に頼らなくても生活できるセーフティネットの再構築や、相談体制の更なる充実こそが重要な施策である。

また、日本の基幹ともいべき中小企業がリーマンショック等によって深刻な影響を受けているが、国は、緊急保証、セーフティネット貸付及び中小企業等に対する金融円滑化対策を実施し、地域金融機関等による支援策も行われている。このような状況の下、今後、零細中小企業対策として真に必要なのは、短期の高利資金提供ではなく、総合的な経営支援策の拡充である。

当会は、改正貸金業法が完全施行された成果を評価し、多重債務問題対策を後戻りさせるともいべき上限金利規制や総量規制の見直しに強く反対するとともに、今後も、残された課題に積極的に取り組むことをここに表明する。

2012年（平成24年）9月7日

釧路弁護士会

会長 中島和典